

社会福祉法人緑風福祉会役員・評議員の報酬等

ならびに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人緑風福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等ならびに費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定める通り無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員が理事会、評議員会等に出席した時は、日額費用弁償(交通費及び日当を含む)として、1日当たり5,000円(職員の立場を有する者は3,000円)を支給する。
- 3 役員及び評議員が法人の業務のために出張した時は、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。